

【中国】 国家安全法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 新たな総合的国家安全体系の構築を目指す習近平政権は、2015年7月1日、国家の安全を政治、経済、社会の各分野について幅広く規定する国家安全法を制定した。

1 背景と経緯

1993年2月、中国で国家安全法が制定された。全34か条から成る同法は、反スパイ活動に関する規定を中心とするものであった。近年、国内の社会情勢が大きく変化し国際情勢も複雑化する中で、習近平政権は、より強固な国家安全保障体系の構築を重要な課題と定め、そのための施策を強化している。それに関連する法整備の一環として、制定から20年以上経過した国家安全法の改正が行われることになった。

今回の国家安全法の改正は2段階に分かれる。まず、2014年11月1日、元の国家安全法をその題名を含めて改正した反スパイ法（全40か条）が制定され、スパイ行為の取締りに関する規定が整備・強化された（注1）。それに引き続き行われたのが、国家の安全をより広い範囲で総合的にとらえた新たな国家安全法の制定である。それは、習近平政権の提唱する「総合的国家安全観」とその実施体制を法律の形で明確に示し、国家の安全のための体系的な制度整備を促進することを目的としている。

国家安全法の法案審議は、全国人民代表大会常務委員会の2014年12月、2015年4月、同6月の計3回の会議において行われた。審議の過程で法案には多くの修正が加えられ、意見公募も2回目の審議の後に実施された。法案は2015年7月1日に可決され、同日に公布・施行された（注2）。新たな国家安全法は、全84か条から成る。

2 新たな国家安全法の主な内容

(1) 国家の安全の定義

国家の安全とは、国家の政権、主権、統一及び領土保全、国民福祉、経済社会の持続可能な発展その他国家の重大な利益に関して、相対的に危険がなく内外からの脅威を受けない状態にあり、その安全な状態を持続する能力を保障することをいう（第2条）。

(2) 基本原則

国家安全活動においては、総合的国家安全観を堅持し、国民の安全を目的とし、政治、経済、軍事、文化、社会の安全に立脚し、国際的な安全の促進に依拠する（第3条）。また、予防を主とし、事象の根本原因に対応しなければならない（第9条）。さらに、外国政府や国際機関と相互信頼、互惠、平等、協力の関係を堅持し、国際的な安全に関する義務を履行しなければならない（第10条）。

(3) 国家の安全に対する責任と義務

中華人民共和国の国民、軍を含む全ての国家機関、政党、団体、企業等の社会組織は、いずれも国家の安全維持の責任と義務を有する（第11条第1項）。中国の主権と領土保全

に対する侵犯や分割は許されず、国家主権、統一及び領土保全の維持は香港、マカオ、台湾を含む全中国人民の共同の義務である（同第2項）。

国家の安全に関する業務を遂行する国家機関の職員に職権濫用、職務怠慢、情実による不正等があったとき、また、いかなる個人及び組織もこの法律に定める国家安全維持義務の不履行又は国家の安全に危害を及ぼす行為があったときは、ともに法的責任が追及される（第13条）。

(4) 国家、国民及び国土の安全

国は、国家への裏切り、国家の分裂、反乱の扇動及び政権転覆を図る行為、国家機密の窃取、漏洩等の国家の安全に危害を及ぼす行為、国外勢力による浸透・破壊・転覆・分裂活動を防止し、法によりそれを罰する（第15条）。

国は、最も広範な国民の根本的利益を維持・発展させ、国民の安全を守り、生活環境を向上させ、国民の生命財産の安全その他合法的な権利利益を保障する（第16条）。

国は、国境、海洋及び空域の防衛を強化し、必要な全ての防衛及び管制措置をとり、領土、内水、領海及び領空の安全を守り、国の領土主権と海洋権益を維持する（第17条）。

(5) インターネット及び情報の安全保障

国は、インターネット・情報安全保障体系を構築してその技術的能力を高め、インターネットに対する管理を強化し、サイバー攻撃等の違法行為を取り締まり、インターネット空間における国家の主権、安全及び利益を維持する（第25条）。

(6) テロ対策と社会の安定化

国は、あらゆる形のテロリズム及び過激主義に反対し、それに対する防御能力を強化し、法により当該活動組織を取り締まる（第28条）。

国は、民族区域自治制度を堅持し、各民族の平等の堅持と民族交流の強化を図るとともに、民族分裂活動を法により取り締まる（第26条）。

国は、国民の信仰の自由と正常な宗教活動を法により保護し、宗教の独立自主の原則を堅持し、宗教の名を利用して国家の安全に危害を与える違法な犯罪活動を法により取り締まり、国外勢力による国内の宗教に対する干渉に反対する（第27条）。

国は、社会矛盾の予防・解決メカニズムを整備し、公衆衛生や社会の安全に関わる突発事件を適切に処理する（第29条）。

(7) 宇宙、深海底、極地の平和利用

国は、宇宙空間、国際海底区域及び極地の平和的な探査及び利用を行い、その能力を増強し、国際協力を強化し、当該空間等における自国の活動、資産及びその他の利益の安全を維持する（第32条）。

注（インターネット情報は2015年7月17日現在である。）

(1) 反スパイ法については、岡村志嘉子「【中国】反スパイ法の制定」『外国の立法』262-1号、2015.1、p.p.18-19。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8896333_po_02620109.pdf?contentNo=1> 参照。

(2) 「中华人民共和国国家安全法」国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfgl/201507/20150700399835.shtml>>